

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センターと北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】新製品・新技術の開発 (P1)

- 平成28年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集 北海道

【2】販路拡大・海外展開 (P2~7)

- パッケージデザインをより魅力的に変えたい商品の募集【NEW】 経済産業局
- 平成28年度「地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)」の2次募集【NEW】 経済産業局
- 機能性「素材・食品・化粧品」に特化したマッチング商談会のご案内【NEW】 経済産業局
- 海外おみやげ宅配便 ~ 外国人観光客を対象にした生鮮品の宅配サービス 開発局
- HOP1 ECサイト ~ 香港・シンガポール向けインターネット販売 開発局
- 海外での商談会やテスト輸出などの事業実施【NEW】 北海道

【3】融資 (P8~12)

- 北海道中小企業応援ファンド事業助成金のご案内~平成28年度第2回の公募開始~【NEW】 ... 中小企業総合支援センター
- 北海道の中小企業向け融資制度 北海道
- 北海道の融資制度(小規模企業貸付) 北海道
- コストアップに対応する融資制度及び相談室のご案内 北海道
- 勤労者福祉資金のご案内 北海道

【4】雇用の確保 (P13~17)

- 生涯現役起業支援助成金 労働局
- 三年以内既卒者等採用定着奨励金 労働局
- 労働移動支援助成金の改正について 労働局
- 北海道なでしこ応援企業認定のご案内 北海道
- 北海道なでしこ応援企業表彰の募集 北海道

【5】人材育成 (P18~26)

- 「新・ダイバーシティ経営企業100選」の公募開始【NEW】 経済産業局
- 第7回「キャリア教育アワード」及び第6回「キャリア教育推進連携表彰」の公募開始 経済産業局
- 小規模企業向けセミナー2016のご案内 中小企業大学旭川校
- 9月~10月開講講座のご案内【更新】 中小企業大学旭川校
- 北海道食品製造業・企業説明会のご案内【NEW】 北海道
- 能力開発セミナー(9-11月開講予定)のご案内【更新】 北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設 労働局・北海道他

【6】各種相談 (P27)

- 英国のEU離脱に伴う影響に関する相談室 北海道

【7】イベント・セミナー (P28~31)

- 資源のない日本、将来のエネルギーの姿に関する講演の開催【NEW】 経済産業局
- 海外展開セミナーの開催【NEW】 経済産業局
- 食品加工ロボット開発・導入促進セミナーの開催【NEW】 経済産業局
- 「ダイバーシティ経営戦略セミナー」の開催【NEW】 経済産業局

【8】その他 (P32~34)

- 平成28年度地産地消型再生可能エネルギー・面的利用等推進事業費補助金(エネルギーシステムモデル構築事業)公募 経済産業局
- 軽減税率対策補助金の申請受付 経済産業局
- 公共施設見学ツアーを催行する旅行会社の募集 開発局

平成28年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について（北海道）

道では、道内中小企業者、NPO法人等の皆様が生産した新商品・新役務を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

この制度は、申請された新商品・新役務を「トライアル新商品」として認定し、特定随意契約に係る登録名簿に登載の上、道の各機関（教育・警察含む）での購入を推奨するとともに、道のホームページ等で公表するなど、認定商品の認知度向上、販路拡大に努めるものです。

平成28年度についても、次のとおり募集を行っています。

◆対象者

- 1 道内に本店を有する中小企業者
- 2 道内に住所を有する個人
- 3 道内に主たる事務所を有する北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体(NPO)
上記のいずれかに該当し、道内で新商品を生産する方々。

◆募集期間

平成28年9月1日(木)～平成28年9月30日(金)

◆応募方法

認定を受けるには、「新たに事業分野の開拓を図る計画」(実施計画(第5号様式))を添付のうえ、知事への申請書(認定申請書(第1号様式))を提出し、書面及び面接審査を受ける必要があります。

- 申請書類等各種様式は下記に記載している道ホームページより入手できます。
- 申請書類は紙で1部提出してください。
- 認定申請書には次の書類(各1部)を添付してください。
 - 1 定款(個人の場合は住民票)
 - 2 最近2営業期間の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
 - 3 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明(直近1年度分)
 - 4 新商品・新役務に関する資料(カタログ、写真等)

【申請書等提出先】

本店等所在地の総合振興局・振興局商工労働観光課

※認定要件等詳細については、道ホームページをご覧ください。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm

お問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 中小企業支援グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5331 FAX 011-232-8127

e-mail: keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp

～表彰企業プレミアムパッケージ事業（認定後の支援）～

道では表彰等を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>

- ・ 受賞技術・製品を道庁本庁舎1階道政広報コーナー等でPR
- ・ 中小企業総合振興資金による融資(資金使途 事業資金、融資金額1億円以内) など

パッケージデザインをより魅力的に変えたい商品を募集します【新規】
～ デザインで北海道のおいしいを、もっと伝える パッケージデザイン展 2016 ～

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、パッケージデザインを活用して販売促進やブランド化を目指す道内中小企業等の商品(食品・飲料等)を募集します。

今回の公募は、デザイン活用の重要性や知的財産としての権利保護の必要性を多くの人に知ってもらい、「デザインで北海道のおいしいを、もっと伝えるパッケージデザイン展 2016」の開催に向けて、今後、全国から公募するパッケージデザインの対象商品を募集するものです。

より魅力的なパッケージデザインに生まれ変わった商品は、広くPRされるとともに、商品化に向けて専門家によるフォローアップも受けることができます。

◆募集概要

◇対象者及び品目

デザインを活用しようとする、以下の品目を扱う道内の中小企業等

<対象品目>水産加工品、農産・畜産加工品、麺類、調味料類、菓子類、飲料 等

◇応募条件

- ・ 該当作品のパッケージデザインを商品化(新パッケージの製作～商品販売)する意欲があること。
- ・ 該当作品の商品化に際して、デザイナーと知的財産権に関する契約締結ができること。(具体的な譲渡料等の金額はデザイナーと協議のうえ決定)
- ・ 審査会(平成28年12月中旬札幌開催予定)に伴う試食サンプル等の提供ができること。
- ・ 審査会および、パッケージデザイン展 札幌開催(平成29年2月下旬予定)で実施予定の表彰式&トークショーに、原則デザインに関する決定権を有するものが出席可能なこと。

◆募集期間

平成28年8月10日(水)～平成28年9月2日(金)

応募方法、募集要項等、事業の詳細は当局のパッケージデザイン展2016特設ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/package2016/index.html>

◆応募・問い合わせ先

パッケージデザイン展2016事務局((株)ノヴェロ内)

TEL:011-281-6631

◆参考

<事業の目的>

商品の魅力を「最大限」に伝えるためには、デザインの戦略的活用が有効とされており、デザイン等を知的財産として認識し、権利保護することが重要です。

本事業では、商材の販売促進・ブランド化を目指す企業に対して、デザインの創造・活用を支援するとともに、知的財産の創造・保護・活用に対する意識啓発・制度普及を図ることを目的としています。

<全体スケジュール>

- ◇デザイン対象商品の公募(現在募集中)
- ◇パッケージデザインの公募(10月中旬から募集予定)
- ◇パッケージデザインの審査()
- ◇パッケージデザイン展の開催
札幌市:平成29年2月下旬開催予定(表彰式、トークショー同時開催予定)
函館市:平成29年3月下旬開催予定

平成 28 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」の 2 次募集を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 28 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」について、2 次募集を開始しました。

◆事業概要

本事業は、商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で又はまちづくり会社等の民間事業者と連携して行う、以下の 6 つの分野に係る公共性の高い取組を支援することにより、商店街等の中長期的発展及び自立化の促進に寄与し、商店街等が有する地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図ることを目的とします。

＜支援対象分野＞

(1)少子・高齢化 (2)地域交流 (3)新陳代謝 (4)構造改善 (5)外国人対応 (6)地域資源活用

◆補助対象事業及び補助対象者

◇自立促進調査分析事業

- ・補助対象事業：商店街等の中長期的発展、自立化を図る新たな取組を行うに当たってのニーズ・マーケティング調査・分析事業
- ・補助対象者：商店街組織 又は 商店街組織と民間事業者の連携体
- ・補助率：2/3 以内

◆募集期間

平成 28 年 8 月 1 日（月）～10 月 7 日（金）

※平成 28 年 9 月 7 日（水）迄に要望書を提出いただければ、先行して審査・採択します。

募集要領等、事業の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20160802/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎
経済産業省北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室
TEL：011-709-2311（内線 2581）
FAX：011-709-2566
E-mail：hokkaido-shogyo@meti.go.jp

機能性「素材・食品・化粧品」に特化したマッチング商談会 全国から参加企業を募集します【新規】

～ 事前コーディネーターによる商談で販路拡大をサポート ～

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、『第9回 機能性「素材・食品・化粧品」ビジネスマッチング in 札幌』の参加企業を募集しています。

当イベントは、全国唯一、「機能性」に特化したマッチング商談会で、北海道から沖縄まで全国各地の素材開発、健康食品・サプリメント製造企業、化粧品製造企業など「売りたい企業」とドラッグストア、通販会社、商社など「買いたい企業」が幅広く集結します。

事前に商談設定や企業間の情報交換を行い、当日の具体的な商談につなげることが特徴で、成約件数も年々増加しています。

◆**イベント概要**

【名称】第9回 機能性「素材・食品・化粧品」ビジネスマッチング in 札幌

【日時】平成28年11月25日（金）9:30～17:30

【会場】京王プラザホテル札幌（札幌市中央区北5条西7-2-1／札幌駅徒歩5分）

◆**イベントの特徴**

◇**コーディネーターの事前調整による商談**

参加企業の要望に基づき、コーディネーターが事前に商談のアポイントを調整・設定。

あらかじめ双方のプロフィール（商品・技術の特徴など）を把握して当日の商談に臨むことができるため、効率的で密度の濃い商談が可能。

また、コーディネーターが個々のニーズを把握し、きめ細かくサポート。

◇**企業プレゼン会でPR**

「買いたい企業」は自社が求めているものを、「売りたい企業」は自社製品や技術の特長をプレゼンすることで、展示会での自由商談がスムーズ。

◆**参加企業の募集概要**

◇**募集締切**

平成28年9月26日（月）

◇**募集対象**

売りたい企業：機能性素材開発企業、健康食品・サプリメント製造企業、化粧品製造企業 など

買いたい企業：ドラッグストア、通販会社、卸売企業、商社、OEM受託企業、医療機関 など

◇**参加費用＜商談会・展示会出展＞**

売りたい企業：20,000円

買いたい企業：無料

参加申込方法等、事業の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokio/20160726/index.htm>

◆**問い合わせ先**

経済産業省北海道経済産業局 バイオ産業課

TEL：011-709-2311（内線2554～2556） FAX：011-707-5324

E-mail：hokkaido-bio@meti.go.jp

「海外おみやげ宅配便」のご案内

～外国人観光客を対象に生鮮品を宅配しませんか？～（北海道開発局）

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP1サービス」を活用して、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスにより、自国のご自宅まで宅配することが可能となりますので、これまで難しかった外国人観光客への生鮮品の販売が可能となります。ご興味のある方は、本サービス導入を是非ご検討ください。

- ◆事業概要 ・店頭販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・台湾、香港、シンガポール・マレーシアからの観光客に、冷蔵・冷凍品等を販売したい方。
※マレーシア便につきましては、3/31(木)からサービスを一時休止しております。
サービスが再開となり次第、改めてご連絡します。
- ◆輸送費 ・海外おみやげ宅配便利用料金(税抜き)
香港、台湾 5kg 以内… 7,000 円 10kg 以内… 9,000 円 15kg 以内… 11,000 円
シンガポール、マレーシア 5kg 以内… 11,000 円 10kg 以内… 14,000 円 15kg 以内… 17,000 円
※箱のサイズは、5kg 以内は縦+横+高さ=80cm 以内、10kg 以内は縦+横+高さ=100cm 以内、
15kg 以内は縦+横+高さ=120cm 以内
・台湾向けは、関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります
・シンガポール向けは、付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります
・マレーシア向けは、商品毎に異なる関税・消費税が必要となります(税率についてはHOP事務局までお問い合わせください)。
- ◆発送時期 ・毎週火曜日集荷、最短で金曜日に現地到着。
- ◆導入方法 ・下記の北海道開発局ホームページからファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでHOP事務局(TEL 011-896-0543)にお申込みください。担当者よりご連絡いたします。「販売マニュアル」につきましても、一度ご覧ください。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)

海外おみやげ宅配便にご興味のある方は事務局までご連絡ください。

北海道の美味しい物を自分の国に送りたいなあ

HOP1サービスで航空輸送

北海道で購入

海外まで宅配

海外おみやげ宅配便利用料金(税抜き)					
5kg 以内	●香港/台湾 7,000円 ●シンガポール 11,000円 <small>(縦+横+高さ=80cm以内)</small>	10kg 以内	●香港/台湾 9,000円 ●シンガポール 14,000円 <small>(縦+横+高さ=100cm以内)</small>	15kg 以内	●香港/台湾 11,000円 ●シンガポール 17,000円 <small>(縦+横+高さ=120cm以内)</small>
5kgの商品を送る際の例(送料は3%の場合)			5kgの商品を送る際の例		
商品代金	10,800円	商品代金	10,800円	商品代金	10,800円
HOP1サービス	7,560円	HOP1サービス	7,560円	HOP1サービス	11,880円
送料		送料	5,508円	送料	1,588円
合計	18,360円	合計	23,868円	合計	24,268円

「HOP1 ECサイト」のご案内

～香港・シンガポール向けにネット販売をはじめませんか？～（北海道開発局）

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の拡充に取り組んでおり、今般、新たに「HOP1 ECサイト」を開設しました。

本サービスは、海外から北海道産品をお取り寄せできるネット通販サイトで、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の商品をネット販売し、香港とシンガポールの自宅へ宅配することができます。

道内旅行をしたことがある外国人観光客の「あの味をもう一度食べたい」というニーズに応えるものであり、さらにクチコミ等により、道内観光をしたことがない外国の方の購入も期待できます。また、「海外おみやげ宅配便」加盟店の紹介サイト(無料)とも連動しておりますので、加盟店の皆さまが個々に海外向けのホームページを開設しなくとも利用できるほか、海外顧客へのPRツールとしても利用することができます。

海外販路の拡大に向けて、是非この機会に「海外おみやげ宅配便」と併せて、導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・ネット販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・「海外おみやげ宅配便」の加盟店で、香港・シンガポール向けのネット販売をしたい方。
※台湾・マレーシア向けの販売は対象外です。
- ◆費用 ・掲載初期手数料 5,000円
・月額手数料 2,000円
・販売手数料(販売の都度、販売価格の9%)
※以下はオプションです。
・商品撮影1カット 3,000円～
・原稿翻訳400字 2,500円～
- ◆導入方法 ・HOP事務局にご連絡ください(TEL 011-896-0543)。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)



※サイトイメージ図(中国語版)



※チラシイメージ図(英語版、中国語版)

海外での商談会やテスト輸出などの事業を実施します【新規】

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やテスト輸出を実施します。詳細が決まり次第参加事業者の募集を開始しますが、ご興味のある方は、下記までお問い合わせください。

◆実施事業・主な事業内容

【道産食品販路拡大推進事業】

- ・海外現地アドバイザー(シンガポール、タイ)の配置
- ・道内アドバイザー(東アジア担当、北米・EU担当)の配置
- ・現地商談会の開催(タイ、シンガポール、香港、台湾)

【新規市場食需要開拓推進事業(機能性食品・スイーツ)】

- ・テスト輸出の実施(タイ、シンガポール、香港、台湾)
- ・道内普及啓発セミナーの開催

【新規市場食需要開拓推進事業(イスラム圏販路開拓)】

- ・道内アドバイザー(中東担当)の配置
- ・テスト輸出の実施(UAE)
- ・現地商談会・プロモーションの開催(UAE)
- ・道内セミナーの開催(道内6地域)

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通)

北海道中小企業応援ファンド事業助成金のご案内【新規】
～ 平成28年度第2回公募を開始しました ～

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、平成28年8月15日(月)から道内中小企業者等を対象とした北海道中小企業応援ファンド事業の平成28年度第2回公募を開始しました。ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆北海道中小企業応援ファンド事業公募(平成28年度第2回公募)のご案内

北海道中小企業応援ファンド事業は、道内の中小企業者・創業者等が取り組む新商品開発及びこれらに伴う展示会出展等に要する経費の一部を助成する制度です。

[事業内容]

- ・中小企業競争力強化促進事業
- ・地域資源活用型新産業創出支援事業
- ・産業クラスター形成促進事業
- ・加速的創業促進支援事業

各事業の詳細は下記ホームページをご覧ください。

<北海道中小企業応援ファンド事業ホームページ>

<http://www.hsc.or.jp/gaiyo/shinsangyo/fund/index.htm>

※申請書様式がダウンロードできます。

[公募期間]

事業により公募期間が異なります。

<中小企業競争力強化促進事業、地域資源活用型新産業創出支援事業、産業クラスター形成促進事業>

平成28年8月15日(月)～平成28年10月14日(金)

※一次締切:平成28年9月14日(水)、最終締切:平成28年10月14日(金)

<加速的創業促進支援事業>

平成28年8月15日(月)～平成28年11月14日(月)

※一次締切:平成28年9月14日(水)、二次締切:平成28年10月14日(金)、

最終締切:平成28年11月14日(月)

[助成内容]

助成限度額:100万円～1,000万円(事業メニューにより異なる)

助成率:2分の1～3分の2以内(事業メニューにより異なる)

[問合せ先]

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G(担当:立花、中西、兜、河上)

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

TEL:011-232-2403(ダイヤルイン) FAX:011-232-2011

E-mail:info@hsc.or.jp

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、中小企業信用保険法の改正に伴い、平成27年10月1日から特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけるようになりました。

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政 策 サポ-ト	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定 中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	防災・減災 貸付	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の 認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等
耐震改修 対 策		事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で
短期資金（融資期間1年以内）が使えます（北海道）**

北海道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

- ◎金融機関へ直接申し込むことができます！
- ◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
		小口
融資対象	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の小規模事業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模事業者 (小規模事業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が1,250万円未満であるもの)
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000万円以内	1,250万円以内
融資期間	1年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年1.4%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度及び相談室のご案内（北海道）

道では、中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々に支援しています。

また、相談室を設置し、コストアップの影響を受けている中小企業の方々の経営及び金融に関する相談を受け付けています。

◎ポイント◎

融資要件に当てはまれば、セーフティネット保証制度に係る市町村の認定がなくても利用できます！

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少しているもの (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少しているもの (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少しているもの (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少しているもの	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加しているもの (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みのもの (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	①運転資金 ②設備資金
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、 7年以内 年1.6%、10年以内 1.8% 《変動金利》 年1.2%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_costup.htm

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内（北海道）

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

なお、申し込みにあたっては、取扱金融機関の融資条件や審査がありますので、必要な書類など詳細は申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方（民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など）	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者）で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方（北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合）			
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	<ul style="list-style-type: none"> 取扱金融機関（北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）が申し込み窓口となっています。 申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。 			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

生涯現役起業支援助成金（北海道労働局）

中高年齢者等の雇用機会の確保を図り、生涯現役社会の実現を推進するためには、企業による雇用の拡大という施策だけでなく、多様な形態で就業機会を確保していくことが重要であることから、中高年齢者等が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）を雇い入れることに伴う雇用機会の創出について助成を行うものです。

◆制度概要

「特定創業支援事業(※1)」の支援を受けた中高年齢者の方が起業(起業日の年齢が40歳以上)するにあたって、中高年齢者を雇入れた場合(60歳以上の方を2名以上、または40歳以上の方を3名以上)、募集や教育訓練など、雇用創出措置に関する費用の一部を助成します。

(※1:産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として市区町村が策定する「創業支援事業計画」の中で、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識を全て習得できるよう支援する事業であって、創業者に対して継続的に行われる事業をいいます。特定創業支援事業の詳細については、認定市区町村の窓口にお問い合わせください。) <https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/chikimadoguchi.html>

雇用創出措置とは・・・

対象労働者(※2)の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。

(※2:計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇い入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇い入れられた人(雇入れ日時点の年齢が40歳以上の人に限る))

◆支給額と助成対象費用について

起業者(※3)の区分に応じて、計画期間内(12か月以内)に行った雇用創出措置に要した費用に、以下の助成率をかけた額を支給します。(※3:法人の場合は法人の代表者、個人事業の場合は個人事業主)

起業者の区分	助成率	助成額の上限(※4)
起業者が60歳以上の場合	2/3	200万円
起業者が40～59歳の場合	1/2	150万円

(※4:助成対象となる費用(下記参照)ごとに助成額の上限があり、その合計額となります。)

【助成対象費用】

募 集 ・ 採 用 に 関 する 費 用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間有料職業紹介事業の利用料 ▶ 求人情報掲載費用 ▶ 募集・採用パンフレットなどの作成費用 ▶ 就職説明会の実施に関する費用 ▶ 採用担当者が募集・採用活動を行うために要する費用(交通費・宿泊費) ▶ 対象労働者が求職活動を行っていた際に事業主が負担した費用(交通費・宿泊費) ▶ 対象労働者が移転した際に事業主が負担した費用(引越費用、交通費・宿泊費) ▶ 就業規則の策定費用、職業適性検査の実施費用、雇用管理制度の導入費用 ▶ 職場見学・体験(インターンシップ)の実施費用(募集に要する費用、参加者に支払った交通費・宿泊費)
教 育 訓 練 に 関 する 費 用	▶ 対象労働者が従事する職務に必要な知識または技能を習得させるための教育訓練、資格取得、講習に要する費用

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)TEL:011-788-2294

三年以内既卒者等採用定着奨励金（北海道労働局）

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給します。

◆奨励金の支給額

企業区分	コース	1人目			2人目		
		第1期	第2期	第3期	第1期	第2期	第3期
中小企業 事業主	既卒者 (ユースエール認定)	50万 (60万)	10万円 (同上)	10万円 (同上)	15万 (25万)	10万円 (同上)	10万円 (同上)
	高校中退者 (ユースエール認定)	60万 (70万)	10万円 (同上)	10万円 (同上)	25万 (35万)	10万円 (同上)	10万円 (同上)
中小企業以 外の事業主	既卒者 (ユースエール認定)	35万 (45万)					
	高校中退者 (ユースエール認定)	40万 (50万)					

◆奨励金の対象者

以下の学校等を卒業または中退した者で、これまで通常の労働者(※1)として同一の事業主に引き続き12か月以上雇用されたことがない者(通常の労働者として在職中の物を除く)

- 1 学校(小学校および幼稚園を除く)、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業生、または中退者
- 2 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練の修了者、または中退者

※1 通常の労働者とは、①期間の定めなく直接雇用される者であり、②社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する者で、③派遣業務又は請負業務に従事する者でないこと(専ら社内で請負業務就く者を除く)をいいます。

◆奨励金の主な支給要件

この奨励金の支給要件は、コースごとに以下の通りです。

【既卒者等コース】

- 1 少なくとも卒業または中退後3年以内の既卒者・中退者(高校中退者を除く)が、応募可能な新卒求人(※2)の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した既卒者・中退者を通常の労働者として雇用したこと
- 2 当該求人の申込み・募集前3年度間に、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと

【高校中退者コース】

- 1 高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと(少なくとも中退後3年以内の者が応募可であることが必要です)
- 2 当該求人の申込みまたは募集前3年度間において、高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと

※2 学校(小学校及び幼稚園を除く)等に在学する者で、卒業若しくは修了することが見込まれる者(学校卒業見込者等)であることを条件とした求人または学校卒業見込者等および学校等の卒業生・中退者であることを条件とした求人。

◆その他不支給要件等の詳細

上記のほか、事業主の親族を採用する場合、過去に就労した者を採用する場合等の不支給となる要件もありますので、詳細については下記のサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112026.html>

【問い合わせ先】 北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係 TEL 011-738-1056(直通)

労働移動支援助成金の改正について【平成 28 年 8 月 1 日付け制度改正】（北海道労働局）

労働移動支援助成金のうち、再就職支援奨励金及び受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援)について、平成28年8月1日付けで制度改正が行われ、下記のとおり一部支給要件が追加されたほか、助成率や助成額の引き下げが行われました。

助成金種別	改正内容															
再就職支援奨励金	<p>再就職支援奨励金は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画等の対象となった労働者に対し、民間の職業紹介事業者による再就職支援を委託、または求職活動のための休暇を付与するといった再就職援助のための措置を行った事業主に対し助成するものであり、労働者の円滑な再就職の促進を目的としています。</p> <p><新たに追加された支給要件> ①再就職支援を実施する職業紹介事業者と退職コンサルティングを実施する会社等が連携していたことを承知していないこと。 ②支給対象者の希望に応じた、職業紹介事業者の選定を行っていること。 ③「再就職支援計画届」及び「再就職支援対象者一覧表」により労働局へ事前の届け出を行っていること。 ④人員削減を行う組織等において、生産量等が低下している又は赤字であること。 ⑤再就職支援を委託する対象者数が30名以上であること。(中小企業事業主を除く)</p> <p><助成内容の変更> (委託開始申請分) 支給の対象となる事業主について、中小企業事業主のみに変更 (支給額に変更はなし) (再就職実現申請分) 助成率を下記のとおり変更 (改正前)</p> <table border="1" data-bbox="464 1084 1197 1211"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業事業主</th> <th>中小企業事業主以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託費用 × 2/3 (対象者が 45 歳以上の場合 4/5)</td> <td></td> <td>委託費用 × 1/2 (対象者が 45 歳以上の場合 2/3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(改正後)</p> <table border="1" data-bbox="464 1238 1272 1458"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業事業主</th> <th>中小企業事業主以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常</td> <td>委託費用 × 1/2 (対象者が 45 歳以上の場合 2/3)</td> <td>委託費用 × 1/4 (対象者が 45 歳以上の場合 1/3)</td> </tr> <tr> <td>特例区分</td> <td>委託費用 × 2/3 (対象者が 45 歳以上の場合 4/5)</td> <td>委託費用 × 1/3 (対象者が 45 歳以上の場合 2/5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一定の条件を満たした支給対象者についてのみ特例区分の助成率により助成額を算定します。</p>		中小企業事業主	中小企業事業主以外	委託費用 × 2/3 (対象者が 45 歳以上の場合 4/5)		委託費用 × 1/2 (対象者が 45 歳以上の場合 2/3)		中小企業事業主	中小企業事業主以外	通常	委託費用 × 1/2 (対象者が 45 歳以上の場合 2/3)	委託費用 × 1/4 (対象者が 45 歳以上の場合 1/3)	特例区分	委託費用 × 2/3 (対象者が 45 歳以上の場合 4/5)	委託費用 × 1/3 (対象者が 45 歳以上の場合 2/5)
	中小企業事業主	中小企業事業主以外														
委託費用 × 2/3 (対象者が 45 歳以上の場合 4/5)		委託費用 × 1/2 (対象者が 45 歳以上の場合 2/3)														
	中小企業事業主	中小企業事業主以外														
通常	委託費用 × 1/2 (対象者が 45 歳以上の場合 2/3)	委託費用 × 1/4 (対象者が 45 歳以上の場合 1/3)														
特例区分	委託費用 × 2/3 (対象者が 45 歳以上の場合 4/5)	委託費用 × 1/3 (対象者が 45 歳以上の場合 2/5)														
受入れ人材育成支援奨励金 (早期雇入れ支援)	<p>受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援)は、事業規模の縮小等により離職を余儀なくされ、再就職援助計画の対象となった労働者を、離職後 3 か月以内の早期に期間の定めのない労働者として雇入れを行った事業主に対して助成するものであり、労働者の早期再就職の促進を目的としています。</p> <p><助成額の変更> (改正前) 支給対象者1名あたり:40万円 (改正後) 通常:支給対象者1名あたり:30万円 優遇助成:支給対象者1名あたり:40万円 ※優遇助成は、生産指標等により一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「認定支援機関」の支援を受けて再生計画を策定している事業所等から離職した方を雇入れた場合に対象となります。</p>															

- ◆これらの改正内容については、平成 28 年 8 月 1 日以降に提出された再就職援助計画等の対象者について適用されます。
- ◆これらの助成金には、助成人数や助成額に上限があります。
- ◆この他にも助成金の詳細な支給要件がありますので、利用を検討される際は問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。
- ◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金札幌センター6階 TEL 011-788-2294
- ◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

女性の活躍推進に取り組む企業を

「北海道なでしこ応援企業」として認定しています（北海道）

道では、女性の職業生活における活躍の推進に取り組んでいる企業を認定し、広く道民に周知することにより、安心して働くことのできる雇用環境の整備に資するため、次のとおり「北海道なでしこ応援企業」認定制度を創設しました。

認定を受けていただいた場合は優遇措置等の適用もありますので、職業生活における女性の活躍推進に取り組んでいる企業の皆様、ぜひ、ご申請ください。

◆認定企業の優遇について

【北海道なでしこ認定のみのメニュー】

・ハローワーク求人票への表示

ハローワークの求人票に、北海道知事が認定した「北海道なでしこ応援企業」であることを表示することができます。女性が働きやすい・働きがいのある企業であることをPRできますので、優秀な人材の確保に向けてチャンスが広がります。

・北海道のホームページでの紹介

【認定の必須要件である「北海道あったかファミリー応援企業」のメニュー】

・北海道のホームページでの紹介

- ・北海道あったかファミリー応援企業シンボルマークの利用が可能
- ・北海道の中小企業制度融資(ステップアップ貸付)の利用が可能
- ・商工組合中央金庫と連携した提携ローンの利用が可能
- ・北海道建設工事等競争入札参加資格の加点
- ・北海道の物品購入等の発注の際の優遇

◆認定要件等

- 対象 道内に事業所を有し、道内において事業活動を行う従業員1人以上雇用する法人又は個人(国及び地方公共団体を除く)
- 認定要件 女性の職業生活における活躍推進に取り組むことを明らかにし、かつ、次の要件を全て満たす企業を認定。
 - 1 北海道あったかファミリー応援企業登録制度実施要綱(平成21年8月4日制定)に基づく、北海道あったかファミリー応援企業の登録を行っていること。
 - 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第8条第1項または第7項に基づき、一般事業主行動計画(注)を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出して同計画を実践していること。
 - 3 北海道知事が主宰する「北の輝く女性応援会議」(平成26年10月21日設置)において、平成27年2月10日に決定された「『女性の活躍応援自主宣言』の募集について」に基づき、女性の活躍応援自主宣言を行い、関係書類を北海道環境生活部に提出して宣言内容を従業員に対し実践していること。
 - 4 2の一般事業主行動計画に定めた取組目標や内容など、女性の活躍推進に向けた企業の取組を明らかにし、道のホームページ等で公表することに同意すること。

(注) 一般事業主行動計画は、女性活躍推進法に基づき、従業員301人以上の企業では届出が義務、300人以下の企業では努力義務とされています。

◆申請方法

申請方法や詳細については、道のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/nadeshiko.htm>

◆申請及び問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ
TEL:011-204-5354(直通)/FAX:011-232-0159

「北海道なでしこ応援企業表彰」にご応募をお願いします

(北海道)

北海道では、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、積極的に取組みを推進している企業を「北海道なでしこ応援企業」として表彰し、その取組みを広く紹介します。

◆このような企業が表彰の候補です

道内に本社又は主たる事業所を置き、次のような取組みを行っていると思われる企業です。

ただし、本賞の受賞は1回限りとし、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象となりません。

- 1 女性の積極的な採用や管理職種への昇進機会の提供など、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいること。
- 2 仕事と家庭の両立を積極的に推進するため、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、制度の活用促進に積極的に取り組んでいること。
- 3 次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定・届出し、かつ、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、取組みの促進を図っていること。
- 4 その他、在宅勤務や短時間勤務などの多様な働き方や職場復帰制度、長時間労働抑制の取組みなど、労働者の仕事と家庭の両立の促進に積極的に取り組んでいること。
- 5 北海道なでしこ応援企業に認定されていること。

◆応募方法

市町村若しくは関係団体からの推薦又は自薦によるものとします。

応募様式(ダウンロード)や表彰制度の詳細につきましては、道(雇用労政課)のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hyosyo.htm>

◆応募期限

平成28年10月7日(金)まで

* 郵送の場合は当日消印有効

◆提出及びお問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ 担当 齋野(さいの)

電話 011-231-4111 (内線:26-471)

FAX 011-232-0159

「新・ダイバーシティ経営企業 100 選」の公募を開始します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、7月15日から「新・ダイバーシティ経営企業 100 選」(経済産業大臣表彰)の公募を開始します。本表彰は、様々な規模・業種の企業におけるダイバーシティ経営への積極的な取組を「経済成長に貢献する経営力」として評価・発信することにより、ダイバーシティ経営に取り組む企業の裾野拡大を目的としています。こうした動きを一層加速化させるため、今年度は「長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進」、「経営層への多様な人材の登用」、「グローバルビジネスの展開における外国人の活躍」を重点テーマとして実施します。

◆「ダイバーシティ経営」とは

「ダイバーシティ経営」とは、女性・高齢者・外国人・チャレンジド(障がい者)など多様な人材が持つ能力を最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営のことです。これまで、4年間で174社(北海道管内5社)が選定されています。

◆応募期間

平成28年7月15日(金)～9月14日(水) 17:00 必着

◆応募対象

多様な人材の能力を最大限発揮させることにより、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている民間企業。

大企業部門と中小企業部門※に分けて募集します。

※中小企業：従業員規模300人以下(業種は問いません)

◆応募・問い合わせ先

「平成28年度 新・ダイバーシティ経営企業 100 選」事務局

EY アドバイザリー(株) 担当：貝(べい)・北本・池田

TEL：03-3503-1555

E-mail：Diversity2017@jp.ey.com

応募方法等、事業の詳細は、当局のウェブサイト、若しくは経済産業省の、新・ダイバーシティ経営企業 100 選専用ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokij/20160715/index.htm>

【URL】<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/kigyo100sen/entry/index.html>

第7回「キャリア教育アワード」及び第6回「キャリア教育推進連携表彰」の 公募を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省では、7月1日から「キャリア教育アワード」及び「キャリア教育推進連携表彰」の公募を開始しました。「キャリア教育アワード」は、企業や経済団体等による優れたキャリア教育の取組みを表彰します。また、「キャリア教育推進連携表彰」は、文部科学省と共同で、教育関係者と行政、地域や企業、経済団体等が連携して行う優れたキャリア教育の取組を表彰します。

※「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育」を指します。「職業体験活動」や「インターンシップ」といった職業に直接触れる体験だけでなく、国語・算数・理科などの授業の内容と実社会とのつながりを理解させる活動なども含まれます。

◆応募対象

<キャリア教育アワード>

小学校から大学・大学院段階の子ども・若者等を対象にキャリア教育支援に取り組む企業・経済団体等。

<キャリア教育推進連携表彰>

学校を中心としたキャリア教育の推進のために、教育関係者（学校や教育委員会等）と、行政（首長部局等）や地域・社会（NPO法人やPTA団体等）、産業界（企業や経済団体等）が連携・協働して行う取組を実践している連携体組織。

表彰制度の詳細や過去の受賞企業等については、以下をご覧ください。

キャリア教育アワード・キャリア教育推進連携表彰（経済産業省のウェブサイト）

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/award.html>

◆応募方法

応募要領や提出書類等、応募方法の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

◇キャリア教育アワードの応募方法（経済産業省のウェブサイト）

http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/award_entry.html

◇キャリア教育推進連携表彰の応募方法（経済産業省のウェブサイト）

http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/cooperation_entry.html

◆募集期間

平成28年7月1日（金）～10月21日（金）

◆申請・問い合わせ先

<キャリア教育アワード>

キャリア教育アワード2016事務局（キャリア教育コーディネータネットワーク協議会）

担当：小寺・松倉 TEL：03-3392-1988 E-mail：award@human-edu.jp

<キャリア教育推進連携表彰>

文部科学省初等中等教育局高校教育改革PT キャリア教育・進路指導担当

担当：生方・加藤 TEL：03-5253-4111（内線4728） E-mail：jidous@mext.go.jp

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室

担当：橋本 TEL：03-3501-2259 E-mail：honshou-jinzai@meti.go.jp



(参加無料) 小規模企業向けセミナー2016のご案内

10月～11月に道内2都市で開催

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成28年10月～11月に道内2都市で開催する無料セミナーの情報をご案内します。お申し込みは、ファックスでお受けしています。

はじめようWEB 経営

【根室会場】

～ 今日からはじめる！小さな会社の身の丈に合ったネット戦略 ～

新たな顧客・取引先の開拓とピータの掘り起しを行い、受注をふやすための方策として注目されている「WEB 戦略」を効果的に実践していくための方法(メソッド)を学んでいただきます。

- ◆日時 10月22日(土) 14:00～17:00
- ◆会場 根室市総合文化会館 中会議室 (根室市曙町1丁目40番地)
- ◆講師 有限会社ブレインズ・ワン 代表取締役 阿部裕樹氏
- ◆受講料 無料

◆詳細はこちら (ウェブサイトの「お知らせ」から申込書をダウンロードして下さい)

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/index.html>

地域の魅力を発信するブランド商品づくり

【壮瞥会場】

～ 売るのではなく、選ばれるために～

売れる商品の開発・販路開拓のための顧客ニーズの把握、そしてその先にある顧客ターゲットのブランディング戦略について全国各地の取り組み事例を紹介するとともに、ワークショップを通じて、西胆振地域の魅力を発信するブランドづくりの勘所を学んでいただきます。

【壮瞥会場】

- ◆日時 11月11日(金) 14:00～18:00
- ◆会場 壮瞥町商工会館 (有珠郡壮瞥町滝之町286-56)
- ◆講師
中小企業基盤整備機構 プロジェクトマネージャー 山本 聖
株式会社ローソン 商品本部 北海道商品部長 稲葉 潤一氏
- ◆受講料 無料

◆詳細はこちら (ウェブサイトの「お知らせ」から申込書をダウンロードして下さい)

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/index.html>



旭川校

中小企業大学校旭川校 9月～10月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～ 【更新】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成28年9月～10月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.506

ネット活用による販路開拓の進め方

【校外開催：研修会場 砂川市】

～「売れる」ネットショップづくりの勘所～

『思うように売上げが出なくて悩んでいる』、『サイトを開設したばかりで製品(商品)やサービスの訴求方法がわからない』、そんなサイトオーナーやWEB担当者に対して、自社の商品やサービスの紹介ページを徹底的に磨き上げ、「売れる」ネットショップの勘所を身につけていただきます。

- ◆実施期間 9月16日(金) 9:50～17:10
- ◆研修会場 砂川市地域交流センターゆう 大研修室(砂川市東3条北2丁目3-3)
- ◆研修時間 6時間
- ◆対象者 経営者、経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 16,000円(税込)
- ◆講師 ソフィアブレイン代表 小宮山 真吾氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/098509.html>

～ ご好評につき、5月に開催したコミュニケーション講座を追加開催します ～

No.28 組織力を高めるコミュニケーション講座・秋

社内で起きる様々な問題は、コミュニケーション不足に起因している場合が多く、円滑なコミュニケーションは今や不可欠です。これは、具体的な場面を想定した演習を通じて、実践的なコミュニケーション能力の向上を図る研修です。

◆この研修のポイント

- 1.コミュニケーション能力を向上させるポイントを掴みたい方に最適な講座です。
- 2.異業種の受講者同士でのペアワークやロールプレイングを通じて、相手を理解するポイントを学びます。

- ◆実施期間 9月28日(水)～30日(金)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 SDSネットワーク代表 渡辺章二氏
株式会社キャラウィット 代表取締役 中小企業診断士 上岡実弥子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095257.html>

No.15 わが社の経営戦略作成講座
～先を読み、戦略を作成し、実現する～

経営戦略の必要性と作成の手順を理解していただくとともに、演習では講師からの丁寧な指導により、実現可能な「実行計画(アクションプラン)」を作成していただきます。

- ◆実施期間 10月17日(月)～18日(火)・11月21日(月)～22日(火)
- ◆研修時間 延べ4日間(27時間)
- ◆対象者 経営者、経営幹部(候補者)
- ◆受講料 38,000円(税込)
- ◆講師 中小企業診断士・ITコーディネータ 藤川 惣二氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095244.html>

No.507 <女性限定セミナー>女子力アップ! 【校外開催:研修会場 砂川市】
組織のチカラを高めるビジネスコミュニケーション講座

相手に理解され、受け入れてもらえる自己表現法を身につけることで本来のパフォーマンスが発揮でき、健やかなビジネスライフを送る基盤をつくれます。

- ◆実施期間 10月19日(水) 9:50～17:10
- ◆研修会場 砂川市地域交流センターゆう 大研修室(砂川市東3条北2丁目3-3)
- ◆研修時間 6時間
- ◆対象者 経営者、経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 16,000円(税込)
- ◆講師 キャリアコンサルタント 藤原 美江子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/098511.html>

No.16 クレーム対応の基本と組織的対応力強化
～早期発見・早期対応のスキルと顧客満足度向上への活かし方～

クレームの本質を理解し、クレーム処理や再発防止の方法のみならず、業務・品質改善に活かせる組織的な対応について、演習を交えて実践的に取り組んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. 数々の事例をもとに、クレームが発生する理由を理解し、冷静に対処するための手順を習得します。
2. 自社に潜むクレームの芽を見つけ出し、芽を摘み取る方法を学びます。
3. クレームは怖れるものではなく貴重な顧客の声と捉え、自社の業務・品質改善へとつなげる対応力を磨きます。

- ◆実施期間 10月20日(木)～21日(金)・11月24日(木)～25日(金)
- ◆研修時間 延べ4日間(27時間)
- ◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 38,000円(税込)
- ◆講師 有限会社ロジカル・コミュニケーション 取締役社長 有賀正彦氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095245.html>

No.17 顧客価値を高める提案営業の進め方

～期待を超える提案で、顧客からの支持を獲得する～

顧客データの分析や顧客の抱える課題の把握を行ったうえで、顧客視点に立った企画書の作成や説得力ある提案を行うためのスキルを学び、営業力の強化を図ることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 経験・感覚頼りの営業から脱却し、提案営業のノウハウを身につけたい皆様に最適な講座です。
2. 情報化社会の中で、顧客から選ばれる営業について理解します。
3. プレゼンテーションツールを使いこなす方法を学びます。

◆実施期間 10月26日(水)～28日(金)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 MORE 経営コンサルティング株式会社 代表取締役・中小企業診断士 日野 眞明氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095246.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校（TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190）までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



北海道食品製造業・企業説明会開催のご案内 【新規】

～ 9月開催 参加者募集～

(北海道)

道では、食品製造業に正社員として就職を希望される方や、正社員を目指すパートタイマーの方などを対象に、道内の食品製造業の現状や求められる人材などをテーマとした「求職活動支援セミナー」や、食品製造業で働く際に必要な衛生管理などの基本的な知識を学んでいただくための「人材育成講座」を開催しております。

このたびは、食品製造業に正社員として就職を希望される方などを対象に、地元食品製造業の企業による説明会を開催いたします。

地元企業と相互理解を深める絶好の機会です。ぜひ、ご参加ください。

◆対象企業

・正社員求人がある食品製造業

◆参加費用

・無 料

◆会場と日時・会場

・釧路市:

日時:9月 5日(月) 14:00～16:00 受付:13:30～ 会場:道東経済センター 3階 研修室

・札幌市:

日時:9月12日(月) 14:00～16:00 受付:13:30～ 会場:プレスト1・7 2階 A

・帯広市:

日時:9月26日(月) 14:00～16:00 受付:13:30～ 会場:アパホテル 2階 クロユリ

◆実施内容

・企業様ごとにブースをご用意いたします。参加の皆様には自由に各ブースを回っていただき、各社のPRと求人内容等の説明を聞いていただきます。なお、この会場での個別面接は行えません。企業との個別面接を希望される方は、事前に履歴書を用意していただき、企業からの説明後、企業宛に提出していただくと、後日、企業から連絡がいきます。

※この会場での個別面接は行えません。

◆問い合わせ先

・北海道経済部食関連産業室 食品産業グループ 森永

TEL 011-204-5312

能力開発セミナー（9-11月開講予定）のご案内（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

9-11月開校												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	支援技術向上科	障がい者施設職員等スキル向上	札幌市	○		○		H28.10.6	H28.10.7	2	12	10
函館高等技術専門学院 0138-47-1121	観光ビジネス科	観光ガイド	松前町		○	○		H28.10.17	H28.11.8	15	30	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	OA事務科	Word(初級+実践)	名寄市		○		○	H28.9.12	H28.9.16	5	15	12
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	OA技術科	表計算検定受験講座	稚内市		○		○	H28.9.26	H28.11.21	24	48	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	プレゼンテーション技術科	プレゼンテーション応用活用	美幌町		○		○	H28.9.6	H28.9.23	6	18	10
	自動車整備科	1級小型自動車整備士受験対策	北見市	○			○	H28.9.7	H28.9.26	8	24	10
	観光ビジネス科	ホスピタリティ	網走市		○		○	H28.10.27	H28.12.1	10	20	10
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	溶接科	アーク溶接特別教育	室蘭市	○		○		H28.9.12	H28.9.15	4	26	30
	OA事務科	パソコン入門ワード基礎	室蘭市	○			○	H28.9.16	H28.10.17	15	30	15
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	電気工事科(第一種)	第一種電気工事士学科講習	苫小牧市	○		○		H28.9.14	H28.10.1	5	35	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-697	電気工事科 I	電気工事基礎	帯広市	○			○	H28.9.1	H29.9.29	10	20	20
	経理事務科	建設簿記概論	帯広市	○			○	H28.10.4	H28.10.27	10	20	15
	電気工事科 I	電気工事応用	帯広市	○			○	H28.11.15	H28.12.1	7	14	20
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016路	電気工事科	第一種電気工事士試験対策	釧路市		○	○		H28.9.12	H28.11.16	15	60	20
	情報処理科	SNS基本講座	釧路市	○			○	H28.10	H28.12	15	30	10
北海道障害者職業能力開発校 0125-52-2774	接客ビジネス科	ビジネスマナー	札幌市		○		○	H28.9.27	H28.10.14	6	12	10
	接客ビジネス科(聴覚障害)	ビジネスマナー	札幌市		○		○	H28.10.5	H28.11.9	6	12	10

「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について
 (北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員の高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

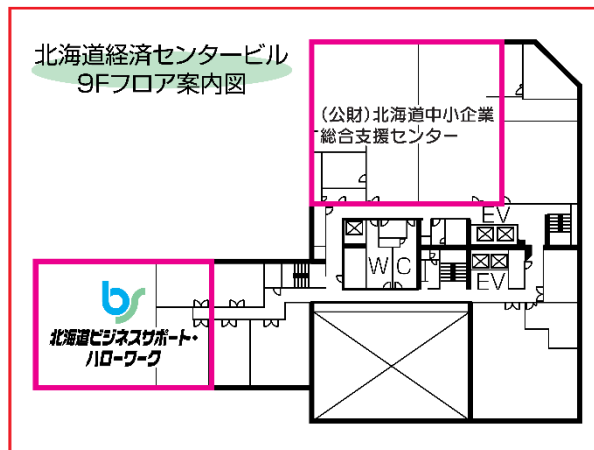
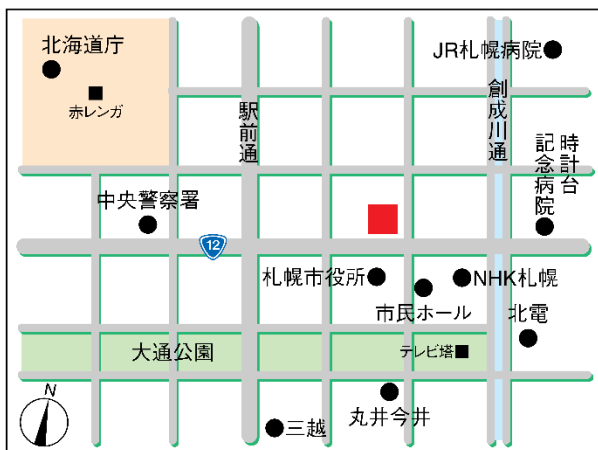
○助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

- ◆ 問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク Tel 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



英国のEU離脱に伴う影響に関する相談室のご案内（北海道）

平成28年6月23日、英国においてEU残留・離脱を問う国民投票が行われ、離脱支持派が過半数を超える結果となったことに伴い、円高・株安が進行するなどして、今後、関連する中小企業者等への影響が懸念されることから、影響を受ける中小企業者等の方々の経営及び金融に関する相談に対応するため、相談室を設置しています。

◆相談窓口

<受付時間> 平日 8 時 45 分から 17 時 30 分まで(電話相談可)

<設置場所>

機関名	連絡先	住所
経済部地域経済局中小企業課(経営相談)	011-204-5331	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
経済部地域経済局中小企業課(金融相談)	011-204-5346	
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	岩見沢市 8 条西 5 丁目
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	小樽市富岡 1 丁目 14 番 13 号
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	浦河郡浦河町栄丘東通 56 号
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	函館市美原 4 丁目 6 番 16 号
檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641	檜山郡江差町字陣屋町 336-3
上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940	旭川市永山 6 条 19 丁目
留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440	留萌市住之江町 2 丁目 1-2
宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925	稚内市末広 4 丁目 2-27
オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636	網走市北 7 条西 3 丁目
十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537	帯広市東 3 条南 3 丁目
釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182	釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号
根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619	根室市常盤町 3 丁目 28 番地

※電話番号は、各機関の担当係(グループ)への直通番号です。

◆詳細については、こちらのウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/euidatsu.htm>

資源のない日本、将来のエネルギーの姿に関する講演を函館市と帯広市で開催します【新規】

～ エネルギーのベストミックスの実現に向けて ～

(北海道経済産業局)

経済産業省では、日本におけるエネルギーの現状や将来の姿について、さまざまな地域の住民の方々を対象に、化石エネルギーや再生可能エネルギー、原子力等のエネルギーミックスに対して、ご理解を深めていただくために講演会を開催します。

◆函館市開催概要

【日時】平成 28 年 9 月 1 日 (木) 13:00～15:00 (開場 12:30)

【場所】函館市国際水産・海洋総合研究センター (函館市弁天町 20-5)

【定員】80 人 (参加無料)

<プログラム>

◇3E+S の実現に向けたエネルギーミックス

説明者：須山 照子 (経済産業省資源エネルギー庁)

◇暮らしとエネルギー

講師：中岡 章 氏 (工学博士 エコット政策研究センター代表 法政大学デザイン工学部「環境とエネルギー」講師)

◆帯広市開催概要

【日時】平成 28 年 9 月 9 日 (金) 13:00～14:45 (開場 12:30)

【場所】とかち館 (帯広市西 7 条南 6 丁目 2 番地)

【定員】80 人 (参加無料)

<プログラム>

◇3E+S の実現に向けたエネルギーミックス

説明者：須山 照子 (経済産業省資源エネルギー庁)

◇エネルギーミックスと環境負荷の少ない循環型社会の形成

講師：石井 一英 氏 (北海道大学大学院工学研究院 環境創生工学部門 准教授)

◆申込方法

ウェブサイト、はがき (郵送)、FAX で申込が可能です。詳細は講演会専用ウェブサイトでご確認ください。

【URL】<http://web.apollon.nta.co.jp/energy-mix-info/>

◆申込・問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-18-19 虎ノ門マリビル 11 階

(株)日本旅行 ECP 営業部「エネルギーミックス講演会」事務局

TEL : 03-5402-6401 FAX : 03-3437-3944

◆参考：長期エネルギー需給見通し (エネルギーミックス)

平成 26 年 4 月に閣議決定されたエネルギー基本計画を踏まえ、エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう 2030 年のエネルギー需給構造の見通し。

詳細は、資源エネルギー庁のウェブサイト掲載のパンフレット「日本のエネルギー」をご覧ください。

【URL】<http://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/>

「海外展開セミナー」を札幌市及び帯広市で開催
～今年の通商白書を読み解く、支援機関のサービスを紹介～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局及び(独)日本貿易振興機構(ジェトロ北海道)では、企業等が海外展開に取り組む際の参考にしていただくため「海外展開セミナー」を開催します。

本セミナーでは、「平成28年版通商白書」をもとに、我が国全体の対外経済関係の現状や農林水産物・食品輸出など地域での取組の事例を紹介します。また、TPPの特恵関税の活用に向けた関税制度と原産地規則に関する解説や各支援機関の支援制度等についても紹介します。

◆開催概要

(1) 札幌会場

日時：平成28年9月6日（火）14：00～17：15

場所：北海道経済センタービル 8階 Bホール（札幌市中央区北1条西2丁目）

(2) 帯広会場

日時：平成28年9月7日（水）14：00～17：15

場所：とがちプラザ 2階 視聴覚室（帯広市西4条南13丁目1番地）

◆プログラム

【第1部】

- ・平成28年版通商白書について
- ・海外展開事例紹介
（札幌会場）西山製麺株式会社
（帯広会場）株式会社山本忠信商店

【第2部】

- ・TPP協定の概要及び特恵関税の活用について
- ・海外展開支援施策について

◆申込方法

FAX又はE-mailで申込が可能です。詳細は、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokia/20160815/index.htm>

申込締切：平成28年9月1日（木）

◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局
総務企画部 国際課
電話：011-709-2311(内線 2605)
FAX：011-709-1798
E-mail：hokkaido-kokusai@meti.go.jp

食品加工ロボット開発・導入促進セミナー

～ホタテ貝自動生剥き機の開発事例紹介～

【新規】（北海道経済産業局）

北海道の基幹産業である一次産業の加工現場では、少子高齢化による人手不足が深刻な問題となっており、また、製品の高付加価値化・低コスト化が求められています。

経済産業省北海道経済産業局では、このような課題に対応し、加工作業の省力化や生産性向上に資する食品加工ロボットのニーズが年々高まっていることから、食品加工ロボットを取り巻く最新の動向や、開発事例の紹介を中心としたセミナーを開催します。

また、セミナー終了後には、事業展開や食品加工機械の導入等に関する相談コーナーを開設します。

◆開催概要

- 【日時】 平成 28 年 9 月 16 日（金）13:30～16:30（開場 13:00）
【場所】 札幌全日空ホテル 24 階 白楊（札幌市中央区北 3 条西 1 丁目 2-9 TEL：011-221-4411）
【定員】 100 名（参加無料）
【対象】 食品加工機械分野に関心を持つ機械・電機メーカー、食品加工事業者、産業支援機関など

◆プログラム

◇講演：FOOMA JAPAN（2016 国際食品工業展）にみる食品加工機械の最近の動向

講師：（一社）日本食品機械工業会 事務局長 大河原 禎哉 氏

◇事例紹介：ホタテ貝自動生剥き機「オートシェラー」の開発事例

- ・生産現場の現状 湧別漁業協同組合 常務理事 雲津 幸治 氏
- ・装置の導入実証 （株）ニッコー 常務取締役 及川 寿恵 氏
- ・冷凍貝柱製品の特性（地独）北海道立総合研究機構 中央水産試験場 加工利用部 主任研究員 成田正直 氏

◇水産機械研究会の取組紹介

（地独）北海道立総合研究機構 工業試験場 情報システム部 研究主幹 多田 達実 氏

◇支援制度等紹介

北海道経済産業局 製造産業課

◆相談コーナー（会場：23 階「楓」）

セミナー終了後、食品加工ロボットの製造企業等からの技術、事業展開等に関する相談や、食品加工ロボットの導入に関心のある企業等からの相談をお受けします。

（相談を希望される方は参加申込時に併せて申し込みをお願いします。）

◆申込方法

（一社）北海道機械工業会のウェブサイトからお申し込み下さい。

【URL】 <http://www.h-kogyokai.com>

申込締切：平成 28 年 9 月 12 日（月）

◆申込・問い合わせ先

（一社）北海道機械工業会（担当：長尾、阿部）

電話：011-222-9591 FAX：011-251-4387

E-mail：nagao-renkei@oboe.ocn.ne.jp

◆主催・後援

【主催】 経済産業省北海道経済産業局、（一社）北海道機械工業会

【後援】（地独）北海道立総合研究機構

「ダイバーシティ経営戦略セミナー」を開催します【新規】

～ 企業の成長・発展に活かしてきた多様な人材の活用・育成・定着等について紹介 ～

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、「ダイバーシティ経営企業100選」に選定・表彰された企業など優れた取組を行っている企業関係者を「ダイバーシティ普及アンバサダー」として講師に招き、MeetUP(※1)方式によるセミナー・セッションを、9月10日(土)、札幌で開催します。

「ダイバーシティ経営企業100選」は、経済産業省が平成24年度より、女性、外国人、高齢者、チャレンジド(障がい者)など多様な人材の能力を活かしたイノベーションの創出、生産性向上等の成果をあげている企業を選定・表彰してきたものです。

(※1) MeetUP (ミートアップ) とは、異なる立場の人材が同じ目的で一時的に集まり、集中した情報体験を経て、各自の所属元に同質の活動や熱気を持ち帰るセッション。

◆概要

【日時】平成28年9月10日(土) 10:30～12:00

【場所】キャリアバンク(株) セミナールーム (札幌市中央区北5条西5丁目7 sapporo55 ビル 5階)

【定員】30名(先着順・参加費無料)

【対象】道内の中小企業、中小企業支援機関等

【主催】経済産業省北海道経済産業局

◆プログラム

◇講演：成長企業に学ぶ「ダイバーシティ経営」のススメ

～魅力ある企業が推進する多様な人材の活躍、その手法と成果～

講師：(株)ダイナックス 人事総務部 部長 道券 克裕 氏

◇セッション

参加者からもチェックシートを活用して自社のダイバーシティの認識度や実践度等について現状を把握していただくほか、講師とのセッションにより、さらに理解を深めていただきます。

◆申込方法

FAX 又は E-mail による申込が可能です。

詳細は、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokij/20160809/index.htm>

◆問い合わせ先

キャリアバンク(株) 北海道若年者就職支援センター ジョブカフェ北海道

TEL：011-209-0715 (担当：平田)

URL：<http://www.jobcafe-h.jp/>

平成 28 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金
(エネルギーシステムモデル構築事業) 公募

(北海道経済産業局)

(一社)低炭素投資促進機構では、平成 28 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業(エネルギーシステムモデル構築事業)の公募を開始しました。

◆事業目的

民間事業者や地方公共団体等が、地域の実情に根ざした地産地消のエネルギーシステムのモデル構築に係る設備導入に要する経費の一部を補助(補助率:自治体との共同申請 2/3 以内、民間主導 1/2 以内)することにより、地産地消型のエネルギーシステムの加速的な導入・普及を促進し、システム構築に関するノウハウの共有化及び他地域への展開を図ることを目的としています。

◆公募概要

【公募期間】

平成 28 年 4 月 18 日(月)～9 月 21 日(水) ※三次締切の追加により延長されています。

【公募締切】

一次締切:平成 28 年 5 月 23 日(月) 17:00(必着)

二次締切:平成 28 年 7 月 21 日(木) 17:00(必着) ※当初より早まりました。

三次締切(予定):平成 28 年 9 月 21 日(水) 17:00(必着)

本事業の詳細・公募要領等については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokpp/20160415/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課

TEL. 011-709-2311 内線: 2702,2703 FAX. 011-726-7474

E-mail: hokkaido-shigen@meti.go.jp

軽減税率対策補助金の申請を受け付けています（北海道経済産業局）

軽減税率対策補助金事務局では、軽減税率対策補助金の公募を開始しました。

◆軽減税率対策補助金の概要

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

【対象者】

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者

【種類】

A 型：複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※レジには、POS 機能を有していないレジ、モバイル POS レジシステム、POS レジシステムなどを含みます。

B 型：受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム(EDI/EOS 等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修又は入替を行う場合に使える補助金です。

注意：A 型 B 型共に、「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日（平成 28 年 3 月 29 日）から平成 29 年 3 月 31 日までに導入または改修等が完了するものが支援対象となります。

◆受付期限等

A 型と B 型で申請受付の期限が異なりますのでご注意ください。

A 型：平成 29 年 5 月 31 日までに申請（事後申請）

B 型：平成 29 年 3 月 31 日までに事業が完了するように申請
（事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。）

なお、申請書作成のサポートなどもあります。

必要書類、申請方法などの詳細は、軽減税率対策補助金事務局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.kzt-hojo.jp/>

◆問い合わせ先

軽減税率対策補助金事務局（平日 9:00～17:00）

ナビダイヤル：0570-081-222

IP 電話用：03-6627-1317

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか

～「公共施設見学ツアー」を催行していただける旅行会社を募集しています～（北海道開発局）

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や必要性について、より多くの皆さまに知っていただけるよう、平成 25 年度から、「公共施設見学ツアー」に取り組んでいるところです。

現在、平成 28 年度において「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社の募集を行っています。「公共施設見学ツアー」の実施については是非ご検討ください。

◆事業概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」の対象となる施設の見学を含む旅行商品（ツアー）を企画してください。施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設の案内やその役割等についての説明を行います（無償）。

◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合には、応募要領等をご覧ください、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設〈川の博物館〉（石狩市）、千歳川遊水地〈舞鶴遊水地〉（長沼町）、滝川地区地域防災施設〈川の科学館〉（滝川市）、砂川遊水地（砂川市）、夕張シューパロダム（夕張市）、漁川ダム（恵庭市）、定山溪ダム（札幌市）、豊平峡ダム（札幌市）、滝里ダム（芦別市）、小樽港〈みなとの資料コーナー〉（小樽市）、苫小牧港（苫小牧市及び厚真町）、石狩川頭首工関連施設群（月形町ほか）

《道南地区》

美利河ダム（今金町）、国道 5 号赤松街道（七飯町）

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池（美瑛町）、金山ダム（南富良野町）、大雪ダム（上川町）、忠別ダム（東川町）、岩尾内ダム（士別市）、留萌ダム（留萌市）、国道 40 号旭橋（旭川市）、富良野盆地地区（中富良野町）

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区（標茶町）、千代田新水路（幕別町）、十勝ダム（新得町）、札内川ダム（中札内村）、鹿ノ子ダム（置戸町）、国道 274 号日勝峠（清水町）、釧路港（釧路市）、羅臼漁港衛生管理型施設（羅臼町）

◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/shisetsukengaku/minasama02.html>

◆問い合わせ先 平成 28 年度「公共施設見学ツアー」総合窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL(011)709-2311(内線 5477)

【 公共施設見学ツアー例 : 豊平峡ダム(札幌市) 】



〈ダム堤体全景〉



〈操作室にて説明〉



〈目前での放流見学〉



〈堤体内監査廊見学〉